

普通預金口座の不活動口座管理手数料について

当行では 2019 年 10 月 1 日以降の新規開設口座に不活動口座管理手数料を適用させていただきます。同手数料の詳細は次のとおりになります。

【不活動口座となる口座】

5 年以上ご利用のない預金口座（5 年以上入出金取引がなく、利息決算および不活動口座管理手数料以外の異動がない口座）を不活動口座としてお取扱いします。

【不活動口座管理手数料】

- ・お客さまの口座が不活動口座となった場合、当行より文書にてお届けの氏名・住所にあてて事前にご案内を発送させていただきます。当該通知等については、延着し、または到着しなかったときでも、預金共通規定に基づき、到着したものと見做して取り扱うことといたします。
- ・上記ご案内を差し上げてから、一定期間経過後もお取引またはご解約がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。
- ・ただし次の場合は不活動口座管理手数料の対象外です。
 1. 該当不活動口座の残高が 1 万円以上である場合
 2. 同一支店で他のお預かり金融資産（定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託（ファンドラップ含む）、外貨預金、国債等）が 1 円以上ある場合
 3. お借入がある場合

※ 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も不活動口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

【口座の解約】

- ・お客さまの口座残高が不活動口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高を以て、不活動口座管理手数料の一部としてご負担いただいた上で、同口座を解約させていただきます。
- ・なお、一部ご負担いただいた不活動口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※ お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

※ 口座を解約させていただいた後の、お客さまのお手続きはございません。

以 上